

第7章 歴史文化基本構想の推進に向けて

1. 文化財保護・活用の推進体制

(1) 伊勢原市教育委員会

本構想に基づき、文化財の調査・保護・活用に向けた計画的な推進方法を検討するとともに、それらに関する具体的な方策、取組を決定・実施していきます。



(2) 伊勢原市文化財保護審議会・社会教育委員等

伊勢原市教育委員会の諮問機関として設置している伊勢原市文化財保護審議会での調査や審議のもと、市文化財としての指定や登録に関する適正な運用を進めます。また、社会教育委員等の関連機関との連携のもと、本構想の着実な実現を図っていきます。

(3) 文化財関連団体

文化財の調査や活用などを主旨として活動する民間団体との連携を密にし、本構想の推進を図ります。

(4) 連携による体制づくり

文化財保護・活用を推進するため、市民、行政、専門家等の多様な担い手や観光等の関係機関との連携した体制づくりを進めます。

2. 必要に応じた計画の策定

当面、本構想に掲げる基本方針に基づき各種施策を推進することを基本としますが、必要に応じ、具体的な取組を掲げる計画を策定することとします。



